Journal of
North East Asian Society for
History of Physical Education
and Sport
Vol. 22

東北アジア体育・スポーツ史研究

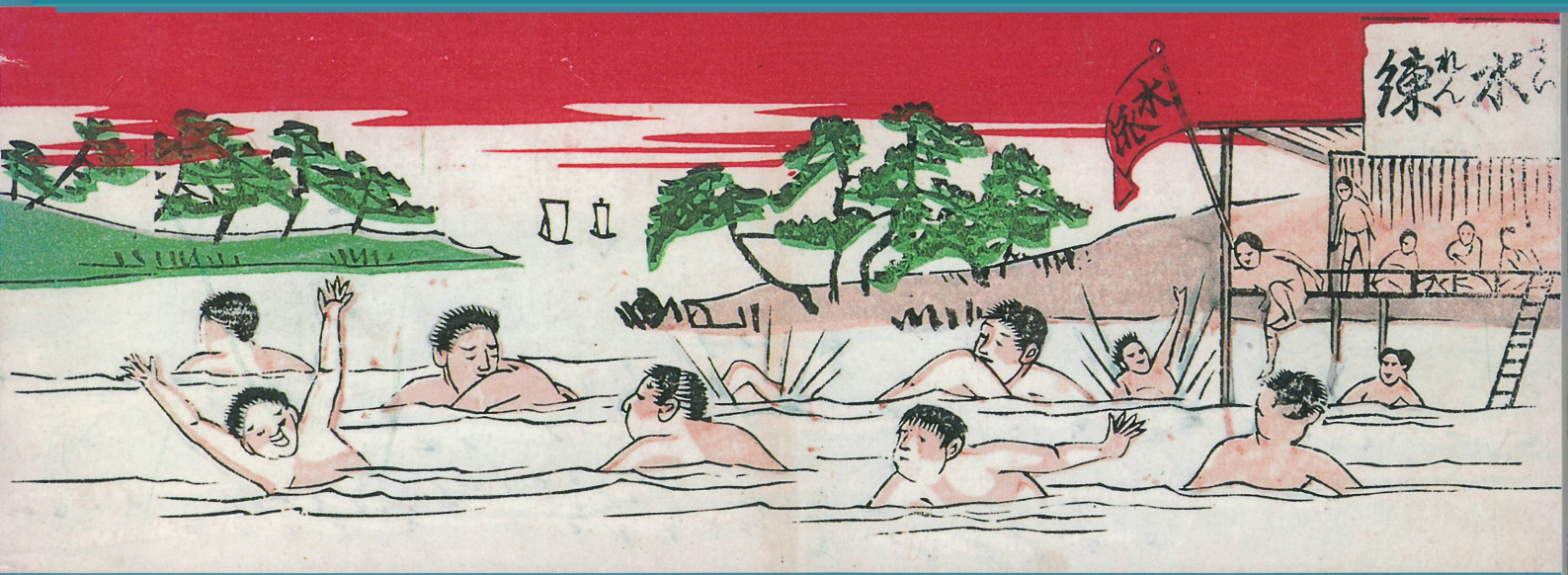

東北アジア体育・スポーツ史学会

東北アジア体育・スポーツ史研究
第４号

目　次

〈原著論文〉
モンゴル伝統スポーツにおけるナーダム法に関する一考察
―法が目指す伝統スポーツ「像」とその目的―……井　上　邦　子　(１)

〈研究資料〉
幕末期日本における居留外国人のイギリススポーツへの姿勢
―*The Daily Japan Herald* ならびに *The Japan Herald* の記述を手がかりに―
……田　端　真　弓　(11)

(東北アジア体育・スポーツ史学会　2019 年 7 月 31 日発行)

(North-eastern Asian Journal of the History of Physical Education and Sport)
Number 4

Contents

Originals

Kuniko Inoue : A study of “Naadam Law”, which affects the concept of traditional sports in Mongolia…… (1)

Research Reports

Mayumi Tabata :　Attitudes towards British sport by Westerners in foreign settlements in the end of the Tokugawa era in Japan: With Reference to the English-language newspapers of *The Daily Japan Herald and The Japan Herald* …… (11)

31 July 2019　Edited by
North-eastern Asian Society of the History of Physical Education and Sport

原著論文

モンゴル伝統スポーツにおけるナーダム法に関する一考察
――法が目指す伝統スポーツ「像」とその目的――

井　上　邦　子　（奈良教育大学）*

A study of “Naadam Law”, which affects the concept of traditional sports in Mongolia

Kuniko Inoue (Nara University of Education)*

（2019 年 5 月 21 日受理）

Abstract

Mongolian traditional sports festival, “Naadam”, has been changing in its appearance rapidly. The transformation of the festival is affected by the law, that is approved in 2003, and is called “Naadam Law”. But there is no study that mentioned about relationship between Naadam and the law. This study focused on the law, aimed at clarifying how Mongolian state positions the traditional sports by the law and how the state forces the concept of Naadam on Mongolian citizens as common experiences. This research is based on field survey included interview conducted from 2012 to 2017.

As a result, this study clarified that the Naadam law was made to emphasize following two points. One is that Naadam is authorized by “Independent Mongolian State”. The other is that Naadam law also authorizes the importance of the president’s role as the head of the state. The purpose of the law is exteriorized in the opening ceremony of the Naadam Festival, that is positioned as a national event.

This study also mentioned that the law conducts the style of “three kinds of sport”. For example, the law aims to exclude injustice behaviors, that is used to be in former festival, and aims to compete themselves under the equal, safe conditions.

Furthermore, the law considers that “dope” will be more severely punished. From these points above mentioned, the law seems to change the style of the festival “Naadam” from original, traditional sports based on unique Mongolian culture to modern competitive sports. Therefore, it is a historical turning point for Naadam to approve the law.

キーワード：モンゴル伝統スポーツ, ナーダム祭, ナーダム法
Key Words: Mongolian traditional sports, Naadam festival, Naadam law

1　序論

モンゴル国において相撲、競馬、弓射などの伝統スポーツは、特に「男の三種の競技（エリーン・ゴルバン・ナーダム）」と呼ばれ、13 世紀には軍事的鍛錬を目的に行われ、17 世紀以降はチベット仏教の指導者活仏を祝す儀礼として行われてきた[1)]。その後 1921 年から導入された社会主義体制、さらには 90 年代前半からの民主化という社会的変化を経験し、それに伴って伝統スポーツの様式も変容している。そして国民に変わらぬ人気を誇るこれらの三種の競技は現在も 7 月に行われるナーダム祭において行われている。

そうしたナーダム祭についての先行研究には、例えばバー・ボルドーの論考がある。ボルドーはナーダム祭が「民族性」「自律性」を貫き、観光化に「抵抗」する形で行われていると捉え研究を行っている[2)]。また拙著『モンゴル国の伝統スポーツ』では、ナーダム祭に積極的にチンギス・ハ

ンを象徴的に登用し、民族統合と民主化のシンボルとしたことについて明らかにした。そうしたシンボルとしてのチンギス・ハンは、また、ナーダム祭を観光資源とする際にも積極的に登用されており、いわば「伝統の創造」ということができると述べている[3)]。さらに拙稿「身体に向かうグローバリゼーション―モンゴル国 伝統スポーツの事例より―」[4)]では力士の練習方法が変化していることについても考察を行っている。モンゴル相撲は伝統的に、力士が毎日トレーニングを行うという慣習がなかったが、1990 年代以降マシン等をつかったトレーニングを行いプロテインなどのサプリメントで筋肉増強を目指すようになっていることについて指摘している[5)]。それは、力士の身体観が民主化以降変化したということであると結論付けた。また、拙稿「モンゴルにおけるスポーツ文化のグローバリゼーション―〈世界〉へ参入する手法としての「スポーツ」―」[6)]では、グローバリゼーションの影響を受けたナーダム祭に関する文化が、アメリカ合衆国等の企業の進出で独自の「伝統」が変化していることについても述べた[7)]。

こうしたモンゴルの伝統スポーツは、社会主義時代には禁忌とされてきたチンギス・ハンというヒーローを復活させることで民族意識を高めたり、時には観光資源としての役割を果たしてきたりと変化してきたといえる。また、世界のグローバル化の影響を受けたモンゴル国が、海外企業の影響を受けて、これまでのナーダムの「伝統」を変化させてきたことについても明らかになった。

こうしたナーダム祭は、2010 年ユネスコの世界無形文化遺産に登録されている。現在、その運営の基本となるのは、2003 年に施行された通称「ナーダム法（*Монгол улсын хууль үндэсний их баяр наадмын тухай* モンゴル国法律 民族大ナーダムに関して）」[8)]（以下「ナーダム法」と記載）である。同法は、国家がナーダム祭に関して初めて法を制定したものであり、そうした意味において歴史的にも重要な資料であるといえる。よってこれに着目することによって、モンゴル国が伝統スポーツをどのように位置づけようとしているかが考察できると期待できる。しかし、同法に着目し研究対象とした先行研究は管見ながら見当たらない。また、モンゴル国内における伝統スポーツに関する研究においては、各競技別の論考が主であり、近年ではチョグト、ブヤンデルゲル著『モンゴル相撲――文化』[9)]（2012）やブヤンデルゲル編『モンゴル相撲研究の現在と未来』[10)]（2017）などがあるが、伝統スポーツ全般もしくはナーダムの歴史研究については比較的少なく、しかもナーダム法を主眼においた研究は見当たらない。

そこで本論では、モンゴル伝統スポーツの歴史を考察する上でひとつの転換点であると考えられる「ナーダム法」に着目し、同法を制定させることでモンゴル国家がどのような伝統スポーツ像を目指しているのかを明らかにしようと考える。またその実際の事例として、開会式や各競技のルール、開催様式について取り上げ、具体的な変化と法の目的の関連性について明らかにすることを目的とする。なお、本研究は主に 2012 年から 2017 年までに行った現地調査をもとにしている。

2 ナーダム法の目的

2−1 国家の祝祭としての位置づけ

ナーダムに関する法律“*Монгол улсын хууль үндэсний их баяр наадмын тухай*（モンゴル国法律 民族大ナーダムに関して）”は、2003 年 6 月 19 日付で発布、同日施行され、それ以降、この法に基づきナーダムを運営することになった。また、その一部は 2007 年、2014 年、2017 年に改訂されている[11)]。同法は 5 つの章から成り立っており、第 1 章では同法の目的などについて、第 2 章では儀式に関する規則、第 3 章は三種の競技に関する規則、第 4 章では祝祭の運営に関する事項について、第 5 章でその他の規則（法に違反したときの罰則や、疑義が生じた時の解決方法等）についてまとめられている[12)]。

まず第 1 章において、首都ウランバートルで行われる国家規模のナーダムは、「民族(ウンディシーン)大(イフ)ナーダム」（以下「国家ナーダム」）と定められている。ここで注目しておきたいのは、「ナーダム祭を催すのは独立した（*тусгаартогтнол*）全権を有した（*бүрэнэрхт*）モンゴル国家である」と記されていることである（第 1 章 2-1）。

ここで、「独立し全権を有した」国であることが強調されていることからは、ナーダム祭が国家主催の祭典であることより、モンゴル国が独立し全権を有した国家である点に力点が置かれていることが見て取れる。1997 年に実施したナーダム祭組織委員への調査（1997 年 7 月 11 日調査）では、当時のナーダム祭は人民革命勝利記念として行われていたものが徐々にその目的が「革命記念」を強調することが希薄となってきており、以降は「国家の独立」を祝す意味を残していく方針であるとされていた[13)]。それは、2003 年に制定した同法に「革命記念」という文言は見当たらず、国家独立が明示されていることからも窺える。このことから、1997 年の組織委員会の方針が、2003 年に制定した同法に 反映され明文化された形になっているといえよう。

また同法は、国家ナーダムは県や村などの地方ナーダムから成り立っており、日程は法律で

定められ、行う場所の決定も内閣と市の行政で行う旨が明記されている[14]。さらに国家の重要な歴史的記念日――例えば「国家」成立にかかわる出来事（チンギス・ハン誕生等）、国の重要機関（モンゴル国軍、国境警備隊や警察組織等）の成立、独立・革命記念等（満州族からの独立、社会主義革命等）――の 5 周年、10 周年などの区切りのよい周年や、ゾロ目がそろう年（例えば 77 周年や 999 周年等）には、国会の特別会議で決定されたのち、特別で大規模なナーダムが祝祭として行われることが示されている[15]。

以上のことから本法律は、国家ナーダムが地方ナーダムを統括したものであり、その祭典の主導者は「独立したモンゴル国」であることを国内外に提示するという役割を果たしていることが分かる。そもそも当該国は、中華人民共和国とロシアの大国に南北から挟まれ、苦難の歴史を経験し、現在においてもその緊張感は途絶えることはない。こうした国家の地政学的な事情を考え合わせると、ナーダム祭が独立国家を明示する機会のひとつとして位置付けられるのは必然ともいえよう。

また、第 2 章にはナーダム祭の儀式について記されている。これまでナーダム祭儀式に関してはナーダム組織委員会で決定されてきたが、基準となるルール整備がなされておらず、主催者が明確にされてこなかった[16]。そうしたなか同法では開会・閉会の宣言は大統領によってなされることが明記された[17]。またナーダム祭期間に、大統領が国家独立に貢献した英雄やその子孫、功績を残した退役軍人、優秀な遊牧民などを集めて食事会を行う旨も記されている[18]。さらには、祭りの前日に行われるコンサートに、国会議員や国の各組織の代表が参加することを義務付けられるなど、同法によってナーダム祭儀式の主催者と参加者が明確になった[19]。

また競技ルールに関しては、法の制定前までは各競技組織が独自で運用させていた[20]。しかし、同法では第 4 章 11-1 で「ナーダムを運営することに関し、内閣は次の権利を有する」[21]とし、同章 11-1-1 では「相撲、競馬、弓射のルールは、各組織委員会の意見を鑑みながら制定する」[22]と定められた。さらに、資金予算の承認、賞品の決定権も内閣が持つようになった[23]。また、ナーダム祭の運営をするナーダム組織委員会の会長は内閣構成員が、副会長は市長が務めることが定められた[24]。さらに、一定の優秀な成績を収めた競技者には「称号」が与えられるが、その称号候補者は組織委員会が大統領に推薦し、大統領が授与することが明記された[25]。

このように、ナーダム祭が「独立したモンゴル国」によって主催され、その代表である大統領が式典を取り仕切ることが明確にされていることは、国家の祝祭としてのナーダム祭の位置づけを物語っている。こうしたナーダム祭における大統領の権限が明らかになったということは、国外にモンゴル国家の独立を表明するだけではなく、国民にとっても祝祭を執り行う長を確認する機会になる。またルールや予算などナーダム祭の重要な権限を内閣が持つことが表明されている[26]ことも、ナーダム祭が国家の政治と不可分でない行事であることを表明している。すなわち同法が、ナーダム祭に関する組織と権限に関して明確に定めることによって、ナーダム祭は「モンゴル国」が主催する国家の祭典であることを宣言しているといえる。

2−2　祝典にみる民族融合と独立国家記念としてのナーダム祭

前項でみたようにナーダム法は、独立した「モンゴル国」が主催し、ナーダム祭に関する組織と権限が明確に定められていた。では、現在の国家ナーダムは、どのようにそれを具現化しているのだろうか。

2016 年の調査によるとナーダム祭は、前日に民族衣装デールを着用して市内中心にあるチンギス・ハン広場（旧スフバートル広場）で行われる「デールティ・モンゴル」というイベントから始められる。この催しは、居住区毎に隊列を組み、民族衣装を着て行進するというもので、中には少数民族の衣装を着用する人々も存在する。こうして民族衣装を着用して行進すること自体を祝典に盛り込むということは同法制定後の 2006 年からの試みである[27]。すなわち、居住区毎の連帯を形成すると同時に、モンゴル国家の下に居住する少数派集団も含めたすべての民族が一堂に会し、ナーダム祭を盛り上げるという趣旨が垣間見られる。

写真１　「デールティ・モンゴル」における様々な民族衣装をつけての行進（筆者撮影）

その翌日であるナーダム祭初日（7 月 11 日）は、ウランバートル市内にあるナーダム・スタジアムにおいて開会式が行われる。最初に大統領ツァヒアギーン・エルベグドルジ（2016 年調査当時）が挨拶を行う。その中で「当年は、1911 年満州族から独立した 105 周年記念であり、1921 年社会主義革命から 95 周年、匈奴時代の“国家”ができた 2225 周年記念と 3 つの周年が重なった記念すべき年」であることが強調された [28)]。よって、普段なら 512 名の力士が参加する相撲の試合は、その倍である 1024 名が参加する大規模な大会にすることを宣言している [29)]。また、開会式当日市内では ASEM（アジア欧州会合）も同時に開催されていたことから、挨拶の中ではそのことにも触れ、国際社会においてモンゴル国が重要な役割を果たしていることをナーダム祭の場でアピールすることになった。すなわち、大統領の挨拶は「モンゴル国家の独立」を宣伝する意図があり、ナーダム祭はそれを国内はもとより国際的に発信する機会として位置付けられていることが分かる。

2−3　ナーダム開会式にみる「国民共通体験」としての歴史

ナーダム祭の開会式においては、モンゴル国家の歴史をなぞるパフォーマンスが行われる。以下に 2016 年 7 月 11 日ウランバートル市ナーダム・スタジアムにおいて行った現地調査をもとに、具体的な内容について述べることにする。

最初に登場するのは、13 世紀チンギス・ハン時代の衣装や装備を身に着けた人々であり、シャーマンの踊りなども披露された。ナーダム祭の歴史の「起源」をチンギス・ハンに想定されていることは先行研究においても述べられている [30)] が、開会式においても「国家の歴史」の源流としてこの時代が想定されていることが分かる。

続いてチベット仏教の仮面舞踏「チャム」の衣装をつけた人物が登場している。木村理子の研究 [31)] によると、現在のチャムは従来の伝統文化を作り変えて、社会主義時代後期に新たに形成された様式で、これを民主化以降はモンゴルの「伝統文化」として公演しているという。その機会は、外国人観光客を対象とした劇場や、国賓歓迎行事などであり、そのひとつにナーダム祭開会式も挙げられる。こうした機会に踊られるチャムは、いわば国家建設期に意図的に創られたものであり、国家のアイデンティティに関わる「民族の伝統」の再認識に繋がるといえよう。

開会式ではその後、社会主義時代直前に当地を支配した活仏ボグド・ハーンが登場している。ボグド・ハーンは 1911 年に清朝から独立した際の皇帝でもあり、モンゴルの最後の活仏である。橘誠によれば、1911 年に誕生したボクド・ハーン政権は現モンゴル国の礎であり、当国が清朝判図内にあって中国に包含されていない唯一の独立国であることを考えると、ボグド・ハーン政権の歴史的重要性は明らかであると述べている [32)]。そのボグド・ハーンを推戴し革命を起こしたのが、1921 年のモンゴル人民革命である。その際の革命運動の英雄スフバートルが、開会式では次に登場している。そして当時の若者の衣装をつけダンスを行うパフォーマンスを行う。この革命がおこった 1921 年はナーダムにおいても重要な起点とされ、第何回ナーダムと数える際にも当年が初年であり、祭りの期日も革命が起った 7 月 11 日に設定されている [33)]。この 1911 年のボグド・ハーン政権誕生と 1921 年のモンゴル人民革命は、モンゴル国歴史において、外国勢力の支配から独立した重要な二つの革命とされているが、これが揃って開会式に登場することで、

写真２　チンギス・ハン時代の衣装を身につけた開会式のパフォーマンス（筆者撮影）

写真３　チベット仏教の仮面舞踏「チャム」（筆者撮影）

ナーダム祭が国家の独立を祝う祭典であることを国民にとって分かりやすく現前化させ、国民共通の歴史として再認識する経験としていることが分かる。

その後開会式では、1981 年にモンゴル人がはじめて宇宙飛行士となったことを象徴して、ロケットの風船が上げられ、国の近代化の歴史が再現された。さらには、子どもたちがディズニーキャラクターや任天堂ゲームキャラクターらのぬいぐるみとともにダンスを披露し、1990 年代以降の市場経済化された現代社会が表現されていた。最後に飛行機からパラシュート隊が国旗や市旗、スポンサー企業（銀行など）の旗をもって落下し、会場を盛り上げた。こうした民主化後の国家の状況を示すアメリカや日本文化の象徴を登場させることで、分かりやすく国民に市場経済導入後の繁栄を印象づける場面だということがいえる。

このように、開会式のセレモニー後のショーでは、チンギス・ハン時代を歴史の起点として、社会主義革命、民主化の繁栄へと時代をなぞることで、モンゴル国家の「歴史と伝統文化」を国民が共有できるような催しになっている。こうした催しが、ナーダム法が第 1 章の目的で定めていた「独立国家」としてのモンゴル国を、国内外にアピールする機会となっていることが指摘できる。

3 ナーダム法が目指す三種の競技「像」

3-1 ナーダム法制定の背景

本論で着目しているナーダム法の制定以前には、各競技組織委員会において相撲・競馬・弓射に関するルールはあったものの、それらは変則的で頻繁に変更される一時的なものにすぎず、定まったルールといえるものは存在しなかった。そのため、力士たちが安心して相撲をとれない状況に陥っていたとの指摘からも窺えるように[34]、同法が制定された背景のひとつには、国民的人気を誇る相撲を取り巻く不安定な環境があり、その改善策として明文化された法律によるルールの制定必要性が、同法の制定を促したことが見受けられる。

また、当時の力士人口の爆発的な増加も同法制定の理由のひとつとして挙げられる。1990 年代から問題となっていた遊牧民の定住化に伴うウランバートル市の人口増加は、遊牧の仕事を辞め首都圏に定住するために「力士」を「職業」とする若者の増加にも表れた。2014 年に行った力士へのインタビュー（B 氏）によると、1990 年ごろからはナーダム祭以外でも年間を通じた相撲試合の機会が増え、その際の賞金額も上がったため、2000 年前後には力士が爆発的に増加したことが窺える。その様子は、「プロ」の力士として、当時急速に発達したインターネットを介してアメリカ合衆国のトレーニング方法を学び、筋力トレーニングなども積極的に取り入れるところにまで及んでいたとされる[35]。

また力士の人口増加は、専門的に相撲を学べる大学の相次ぐ開学からも見受けられる。もともと 1960 年に開学された国立の相撲大学は 1 校あったが、その後 1990 年代に力士養成系大学（私立）が 5 校開校している[36]。それらの卒業生も含めて、現在、モンゴル相撲では、「ゾドグ(力士の衣装のチョッキ)を持つ者」は約 5 万人いるといわれている。さらに、モンゴルではいわゆる「プロ」という制度はないが、「ホロー」と呼ばれる力士の組織に所属する力士は、少なく見積もっても現在 1500 人は下らないほどに増えているという[37]。日本の大相撲の力士が番付外の力士を含めても 700 名程度であることを考えると、総人口が約 300 万人（日本の人口の 3%以下）のモンゴル国で、力士の人口の多さが見て取れる。

1990 年代までの相撲は、いわゆる生活費を稼ぐ手段ではなく、力士と呼ばれる人々も別の職業を持っていた。しかし、1990 年以降力士が急増したのは、全員が相撲を専業にすることはできないにせよ、ビックマネーを稼ぐことを夢みる舞台が整っていたことに起因するともいえよう。それは、トヨタ自動車の高級 SUV「ランドクルーザー」を優勝者賞品とする現在のナーダム祭にも引き継がれている[38]。このような相撲のいわゆる「プロ化」も、これまで不文律で成り立っていた試合に、法律が介入せざるを得ない状況を招いた一因であろう

さらには、ドーピング問題もナーダム法制定の理由のひとつとして挙げられる。ナーダム祭では、同法制定前の 2001 年 よりドーピング検査が実施されていたが、徹底されず、罰則も曖昧だったため、ルール化する必要があったと力士たちは指摘している[39]。実際、ナーダム法では 2007 年 7 月 6 日 の改訂によって力士のベスト 16、弓射競技においてトップ 3 名はドーピング検査が義務付けられている（第 3 章 10-2）[40]。また、この検査を拒否した場合は、ドーピングを行ったこととみなすことも記された（同 10-9）[41]。そして、ドーピング違反をした場合は、ナーダム祭で与えられた称号をはく奪し、2 年間ナーダム参加を禁止することが定められている（第 5 章 14-1～3）[42]。こうしたことを鑑みると、ナーダム法制定にはアンチ・ドーピングの徹底も意図されていることが分かる。

3−2 ナーダム法が促す近代競技スポーツ化

モンゴル相撲はトーナメント方式で試合が行われるが、ナーダム祭の際にのみ、勝ち数に応じて称号が与えられ、一度与えられた称号は降格

することなく一生持ち続けられることになっている。2003 年のナーダム法によって、これまでの相撲の称号に新しく 2 つが付け加えられることになった（第 3 章）[43]。通常相撲は 512 人の力士で行われるが、同法施行以前では 4 種の称号が授与されていた。その称号は、5 回戦に勝利するとナチン（ハヤブサ）、7 回戦に勝利するとザーン（象）、優勝する（9 回戦勝利）とアルスラン（獅子）、アルスランの称号をもった者が再度優勝するとアブラガ（巨人）の称号が授けられていた[44]。しかし同法施行以降は、6 回戦に勝利するとハルツァガ（鷹）、8 回戦に勝利するとカルデ（想像上の鳥、ガルーダ）の 2 称号が加えられた[45]。こうした称号追加には、試合における「不正問題」が隠されていることが今回のインタビュー調査によってあらわになった[46]。

そもそもモンゴル相撲においては、5 回戦以降、称号の高い力士が対戦相手を指名できるシステムになっている。それゆえ、すでにナチンの称号をもっている力士がこれから称号をねらう力士を指名する場合、賄賂を受け取ったり懇意にしていたりする指名力士が意図的に負け、相手に称号を取らせることが可能である。これまでのルールでは、5 回戦を突破し 6 回戦で勝利をしても称号は変わらなかったことから、こうした「不正」が起こりやすい環境であったといえる。また、モンゴル相撲の慣例として、同郷の若手力士を指名し勝たせるようにお膳立てをして称号をとらせるということもあった。こうしたいわば「勝敗に関する不正問題」は、「現代のスポーツとしてそぐわない」という考え方から、6 回戦や 8 回戦の勝利によって新たな称号を授けることにより、より真剣勝負を促そうとしていることが見て取れる[47]。

ただ、こうした相撲の勝敗に関する不正の問題は、ともすると近代競技スポーツの基準の適用であるともいえ、モンゴル相撲独自のこれまでの価値観においては、単純に「不正」と言い切れない部分を含んでいる。例えば、同郷の若手の力士を対戦相手に指名し、意図的に負けて若手の力士に称号をとらせるという事実だけを考えると「八百長」ということになるだろう。ただモンゴル相撲の力士は、いわば「土地の神」的な存在で、故郷の繁栄を担う役割にある。自分は高齢になったので故郷の繁栄を担う次代の力士に役割を譲ることを、「不正」の一言だけでは片づけられないだろう。しかし同法は、そうした伝統スポーツの慣習に、近代競技スポーツの価値観を反映させたといえる。

このように同法は勝敗に関する不正に対し厳格な態度を表明したといえる。また同様にルールの順守を義務として明文化した（第 3 章）。例えば、審判に従う、馬の年齢詐称を行わない（競馬は馬の年齢別にレースを行う）、他の馬をむやみに追い立てない（長距離競走だということもあり、調教師や馬主などがレース中伴走するため、ライバルの馬を故意に邪魔したりすることがこれまで問題になっていた）などが明記され義務として記された。こうしたことは、以前も不文律としてルールはあったものの、違反したときの罰則など明確に定められたものがなかった。しかし同法第 5 章で、それに違反したときの罰則（称号、賞金のはく奪、参加禁止など）が示され、結果ルールの厳守が示されることになった[48]。

このようにルール厳守の徹底の一方で、競技者の権利についても配慮されるようになった。同法第 3 章 10 では、力士、調教師、射手の義務と権利についてまとめている。その中で権利として挙げられているのは、ナーダムの際に発生した結果が不服な場合は、再確認依頼が保障されるということである[49]。ルール厳守の義務だけではなく、競技者の権利も配慮され、バランスをとろうとしていることが分かる。

また「安全」についての配慮も明記されるようになった。これまで競馬における騎手は、5 歳から 12 歳くらいの子どもが務める慣習にあった。これは体重の軽い子どもを騎手にすることで馬に対する負荷を軽減する目的で伝統的に幼い子どもが務めてきたが、同法第 3 章 8-2 においてその年齢を 7 歳以上と規定された[50]。幼少の子どもが騎手を務めるモンゴル競馬の特徴を残しつつも、就学前の幼児は安全上問題があると考え規制されたものである。また、騎手となるときには傷害保険に加入することを義務とすることが定められた。

このようにナーダム競技は同法によって、勝敗に関する不正の防止、ルール厳守の徹底、競技に参加する選手たちの義務や権利、安全性が規定されるようになった。こうしたことは、モンゴル国が伝統スポーツを、モンゴル独自の価値観のもとで特有の文化として成立させることを最重要視しているのではないことが分かる。伝統スポーツに一種の「モンゴルらしさ」は残しつつも、いわゆる「近代社会」の倫理を反映させ、近代競技化させるべく舵を切っているということがいえよう。

3−3　ナーダム法が貫くアンチ・ドーピング

前項でナーダム法が伝統スポーツの「勝敗に関する不正」の排除を目指していることを述べたが、もうひとつの事例として、先述したようにアンチ・ドーピングの規定が定められたことが挙げられる[51]。同法が施行される以前の 2001 年よりドーピング検査は行われていたが、違反したときの罰則も明確にされておらず不徹底であ

った。そして海外に依頼せざるを得ないドーピング検査は、高額な費用がかかることから定着しづらいのが現実であった[52]。しかし、同法ではドーピング検査は義務とされ、それを拒否した場合は違反したものとみなすとされている[53]。これは WADA(世界ドーピング防止機構)が採用している世界アンチ・ドーピング規程の基準と考え方は同様である。また違反した場合は、称号をはく奪され、当年大会の出場停止はもちろん、それ以降 2 年間ナーダムに参加することが禁止される[54]。こうした罰則を含めた規則が決められたことにより、アンチ・ドーピングが徹底される第一歩となった。

ただし、同法のドーピング規程には課題が多いと指摘されている[55]。まずは、どういった薬がドーピング違反なのか（WADA の規定に基づくかどうか）が示されていない。さらに、処罰が適応のたびにぶれてしまうことが挙げられている。例えば、2017 年ナーダムは 2 名のドーピング違反者が出ている。一人は、称号がはく奪され、もう一人は、称号ははく奪されず 1 年間の出場停止という処分が下されたという。こうした不平等な処罰に対して、説明がなされないばかりか、年によってこうした処罰が変更になるという。こうした状況は課題も多いことが競技者の間で指摘されている[56]。

こうした課題は多々あるものの、アンチ・ドーピングへの志向はナーダム法制定の大きな動力となったことが調査によって明らかである。そもそもナーダム祭はアニミズムを基盤とした土地神を祀る儀礼に起源があるとされている。その基盤には、モンゴル独自のコスモロジーが影響されており、遊牧生活の一年のサイクルに位置づいたかたちで伝承されてきたものである。ナーダム祭が行われる 7 月は家畜の乳が豊かな時期であり、遊牧文化の伝統として、その乳を使って作った馬乳酒を味わう馬乳酒祭りもナーダム祭に兼ねて行われてきた。そもそも長時間の取り組みを特徴とするモンゴル相撲（以前は、ひとつの取り組みが 4〜5 時間もめずらしくなかった）は、観戦者はもちろんのこと、試合中の力士も馬乳酒を飲みながら取り組む様子が当たり前とされていた[57]。そうした遊牧文化を基盤とし、アルコール度数は低いとはいえ、飲酒をしながら相撲に興じる伝統文化において、アンチ・ドーピングの考え方は対照的であると考えられる。今回のナーダム法によってその徹底を目指しているところに、モンゴルの伝統スポーツを独自の文化の基盤とは切り離す形で近代競技スポーツ的な「平等で不正のない」競技へと変化させようとしている歴史的転換点をみることができる。

4 結論

モンゴル国は、伝統スポーツの祭典ナーダム祭について 2003 年に初めてナーダム法を定め、それに則して運営を行った。ナーダム法制定以前は、ナーダム祭は「人民革命勝利記念」を意識し行われてきたが、同法には「革命記念」の文言はみあたらず、独立国家を国内外に提示する目的でナーダム祭を行おうとする意図が見受けられた。こうしたことは、ナーダム祭の開会式で、チンギス・ハンを登場させたり、国家形成期に創造された民族文化「チャム」や、国家独立の象徴である 2 つの革命の重要人物を登場させたりするなど、国民が国家独立と民族融合の意識を共有できるような催しとなっていたことからも分かった。

このようにナーダム法はモンゴル国自体の状況を反映した内容となっているが、同法が制定された背景には、当該文化の伝統スポーツの状況も影響していた。これまでナーダム祭で行われていた 3 種の伝統スポーツは、変則的で頻繁に変更される不安定なルールで行われてきた。しかし遊牧民の定住化などの影響で力士人口の激増があり、法律によるルールの制定が必要になったと考えられる。そうした伝統スポーツの状況から、同法ではルールが明確化され、各競技の「勝敗に関する不正」を排除し、より平等に安全に競技を行うことが明文化された。また、アンチ・ドーピングに対してもより明確に厳罰化されるようになった。こうしたことは、ナーダム法が伝統スポーツを、モンゴル独自の文化を基盤としたオリジナルのものとして成立させようとしているのではなく、より「近代競技スポーツ」化に移行させようとする歴史的転換点になったことが指摘できた。

〔付　記〕

本研究は、2012 年度日本学術振興会学術研究助成基金助成金（基盤研究（C）課題番号：24500742）を得て行った研究成果の一部である。

【註および引用・参考文献】

1) *Р. Зориг "Монгол ардын спорт" Улаанбаатар,* 1960, pp.7-19
2) バー・ボルドー「観光に「抵抗」する文化―モンゴルのナーダム」,『体育の科学』,日本体育学会 ,49‐7, 1999, pp.558-563
3) 井上邦子『モンゴル国の伝統スポーツ』,叢文社, 2005
4) 井上邦子「身体に向かうグローバリゼーション」,『神戸市外国語大学研究年報』50, 2013,pp.25-33
5) 前掲 4) pp.30-31

6) 井上邦子「モンゴルにおけるスポーツ文化のグローバリゼーション―〈世界〉へ参入する手法としての「スポーツ」―」，『外国学研究』91, 神戸市外国語大学, 2015, pp.23-37
7）前掲 6）
8）http://www.legalinfo.mn/, 2017 年 9 月 12 日参照
9）*Б.Цогт Б.Буяндэлтэр" Монгол Бөх-соёл" арьай print* ,2012
10）*Б.Буяндэлтэр" Монгол бөх судлалын өнөө ба ирээдүй"Соёмбо принтинг*,2017
11）2003 年に施行されたナーダム法は、2007 年 7 月 6 日付、2014 年 6 月 13 日付、2017 年 2 月 9 日付で一部改訂が行われている。

2007 年の改訂では、通常とは別の大規模なナーダム祭を行った際の取り決めが追加された。特別なナーダムには 1024 名の力士が出場するが、その際の称号の与え方（第 3 章 7-2～7-10 の追加）やそれに伴う修正が行われた（第 3 章 7-1 の文言の一部削除）。また、競馬に関しては、オヤチ（調教師）には正月に称号が与えられ（第 3 章 8-7）、その登録について（第 3 章 8-8）改訂された。また、年齢別競馬レースの 6 位から 10 位の馬も国民に発表されるようになることが付け加えられた（第 3 章 8-9 の改訂）。また、ドーピングに関して、力士上位 16 名と射手上位 3 名がドーピング検査することが追加され（第 3 章 10-2）、運営側にもその義務が明記され（第 4 章 12-4．5）、ドーピング使用が発覚した際には称号や位を剥奪することが追加された（第 5 章 14-3）。

2014 年の改訂では力士の称号の変更が行われた。これまで「アブラガ（巨人）」の称号をもつ力士が優勝した場合には「ダライ（大海）アブラガ」という称号が与えられていたが、その取り決めが削除された（第 3 章 7-1-7 の失効、またそれに伴う文言の修正第 3 章 7-1-8）。

2017 年の改訂では、射手の称号の変更について改訂が行われた。国家のナーダムで 3 位になった射手には「ゴッツ（特別な）ハルワチ（射手）」、2 位には「ガルン（優秀な）ハルワチ」、優勝者には「メルゲン（名人）ハルワチ」という称号が与えられ、メルゲンの称号を持つものが再度優勝すれば「ダヤン（全き）メルゲン」、ダヤンメルゲンが優勝すれば「ダーヤール（全く）・ドーラサフ（有名な）・メルゲン」という称号、ダーヤール・ドーラサフ・メルゲンが優勝すれば「ダルハン（神聖な）メルゲン」という称号を与えるとしている（第 3 章 9-2）。またアイマグ（県）とソム（村）で開催されたナーダムにおいて優勝した射手は、県や村のメルゲンという称号、2 位の射手には「ガラムガエ（卓越した）ハルワチ」という称号、3 位の射手には「ゴッツハルワチ」という称号を与えることが追加された（第 3 章 9-3）。
12）前掲 8）2017 年 9 月 12 日参照、2003 年発布版。
13）前掲 3）p.163
14）前掲 8）第 1 章 2-4、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
15）前掲 8）第 2 章 5-2、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
16）2017 年 9 月 27 日ウランバートル市内 A 氏（ハルツァガの称号をもつ力士であり、指導者）への聞き取り調査による。
17）前掲 8）第 2 章 3-2、4-1、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
18）前掲 8）第 2 章 5-3、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
19）前掲 8）第 2 章 5-1、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
20）2017 年 9 月 27 日おける相撲関係者 A 氏インタビュー調査による。
21) 前掲 8) 第 4 章 11-1、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
22）前掲 8）第 4 章 11-1-1、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
23）前掲 8）第 4 章 11-1-5、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
24) 前掲 8) 第 4 章 12-3、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
25) 前掲 8) 第 4 章 12-4、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
26）前掲 8）第 4 章 11 および 12、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
27）2016 年 7 月 11 日、ウランバートル市ナーダム・スタジアムにおける現地調査による
28）2016 年 7 月 11 日、ウランバートル市ナーダム・スタジアムにおける現地調査による。
29）2016 年 7 月 11 日、ウランバートル市ナーダム・スタジアムにおける現地調査による。
30）井上邦子 「儀礼における『歴史の始点』－モンゴル国ナーダム祭の変容と現在－」，『椙山女学園大学研究論集』29 号（社会科学篇, 1998, pp.227-234
31) 木村理子『モンゴルの仮面舞儀礼チャム―伝統文化の継承と創造の現場から』(風響社 2007) や、木村理子「民主化後の「伝統文化」の継承―モンゴルの『ツァム・ダンス』を事例として―」（『舞踊学』第 38 号,舞踊学会， 2015）などがある。
32）橘誠「ボグド・ハーン政権―近代モンゴルと中国―」，吉田順一監修『モンゴル史研究』，2011 ,p.297
33）前掲 3）p.162
34）2017 年 9 月 27 日インタビュー調査（「ハル

ツァガ」の称号もつ力士 A 氏）実施。
35）2014 年 9 月 22 日インタビュー調査（ナチンの称号をもつ力士で大学教員 B 氏）実施。
36）2014 年 9 月 22 日インタビュー調査（ナチンの称号をもつ力士で大学教員 B 氏）実施。
37）2014 年 9 月 22 日インタビュー調査（ナチンの称号をもつ力士で大学教員 B 氏）実施。
38）2016 年 7 月 13 日オヤチーン・ナーダムにおける調査による。オヤチ（調教師）のためのナーダム会場で、今年のナーダムで優勝した力士がランドクルーザーに乗ってお披露目を行った。
39）2017 年 9 月 27 日インタビュー調査において「ハルツァガ」の称号もつ力士 A 氏が指摘している。
40）前掲 8）第 3 章 10-2、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
41）前掲 8）第 3 章 10-9、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
42）前掲 8）第 5 章 14-1〜3、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
43）前掲 8）第 3 章、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
44）前掲 3）pp.178-179
45）前掲 8）第 3 章 7-1-2、および 7-1-4、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
46）2015 年 9 月 14 日インタビュー調査（アブラガ大学教員相撲指導者 C 氏）実施。
47）2015 年 9 月 14 日インタビュー調査（アブラガ大学教員相撲指導者 C 氏）実施。
48）前掲 8）第 5 章 14-1-1、14-1-2、14-1-3（2003 年 6 月 19 日付発布版）および第 5 章 14-3（2007 年 7 月 6 日付発布版）2017 年 9 月 12 日参照。
49）前掲 8）第 3 章 10-7-2、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
50）前掲 8）第 3 章 8-2、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
51）前掲 8）第 3 章 10-2（2007 年 7 月 6 日付発布版）第 3 章 10-9（2003 年 6 月 19 日付発布版） 第 5 章 14-3（2007 年 7 月 6 日付発布版）2017 年 9 月 12 日参照。
52）2015 年 9 月 14 日インタビュー調査（アブラガ大学教員相撲指導者 C 氏）実施
53）前掲 8）第 3 章 10-9、2017 年 9 月 12 日参照、2003 年 6 月 19 日付発布版。
54）前掲 8）第 5 章 14-1（2003 年 6 月 19 日付発布版）では法に違反した者に対する罰則が示されている。また、14-1-1 では「当年のナーダムに参加させない」、第 5 章 14-1-2「当年のナーダムの賞品賞金は与えられない」、第 5 章 14-1-3 では「2 年間ナーダムには参加できない」となっている（2017 年 9 月 12 日参照）。
55）2017 年 9 月 27 日インタビュー調査（「ハルツァガ」の称号もつ力士 A 氏）実施
56）2017 年 9 月 27 日インタビュー調査（「ハルツァガ」の称号もつ力士 A 氏）実施。
57）前掲 6) p.29

研究資料

幕末期日本における居留外国人のイギリススポーツへの姿勢

—*The Daily Japan Herald* ならびに *The Japan Herald* の記述を手がかりに—

田　端　真　弓　（大 分 大 学）*

Attitudes towards British sport by Westerners in foreign settlements in the end of the Tokugawa era in Japan : With Reference to the English-language newspapers of *The Daily Japan Herald* and *The Japan Herald*

Mayumi Tabata (Oita University)*

（2019 年 4 月 5 日受理）

Abstract

The purpose of this study is to clarify the attitudes of Westerners towards British sport and recreation at the end of the Tokugawa era in Japan. Previous research on the history of sport and recreation in Japan sought to examine the actual state of Western sport and recreation held in foreign settlements at that time, but these have not considered Western sentiments and attitudes towards sport and recreation. As P.C. McIntosh described, sport and recreation justified itself in its playing. Westerners might strongly express some of their aspirations towards sport and recreation. Around 1864, Westerners could implement sports and recreational activities to a certain extent (horse riding, target shooting, walking, regatta, horse racing—albeit unofficially—and cricket, etc.), but the establishment of facilities for sport was still in its negotiation phase in Yokohama. This study is based on two English-language newspapers, The Daily Japan Herald and The Japan Herald, published by Albert William Hansard in Yokohama during the early 1860s. According to these publications, sport and recreation for Westerners were tasteful and imaginative expressions of mankind; they were not an animal indulgence but spiritual sanctity. Sport and recreation also had brought meaning and value into life to lead a frugal life, to maintain individual happiness and dignity, to attain a break from work and to try to recover spiritually. Furthermore, men had formed communities of brethren, shared happiness and enjoyment, and practiced their manners. Therefore, they had sought sport and recreation, which was an essential element for success in their daily business. Around 1864, Westerners tried to overcome their difficulties in implementing sports and recreational activities, and it is thought that the mentioned newspapers aimed to convey ideas about sport and recreation to provide a sense of hope. Thereafter, the import and spread of Western sport and recreation in Japan was based on their actions and activities. In conclusion, these English-language newspapers had imparted meaning and value for sport and recreation had used today.

キーワード：イギリススポーツ　幕末期　居留外国人　英字新聞

Key Words: British Sport　the end of the Tokugawa era　Westerners in foreign settlements　the English-language newspapers

１．緒言

1840 年、イギリスの清への進出によってアヘン戦争が勃発し、両国は 1842 年に不平等条約とされる南京条約を締結した。清は、イギリスと同様の条約をアメリカ、フランスとも結び、開国を迫られたのである [1)]。このような東アジア情勢はオランダを通じて日本にも伝えられることとなり、欧米列強の関心は日本にも向けられていた。周知のように当該時代には、世界で欧米列強による植民地争奪が展開され、圧倒的に優位に立っていたのがイギリスであったが、清への進出を重視したイギリスは、日本への進出が出遅れ、そこで日本の開国を先導的に要求したのがアメリカであった。のちに初代アメリカ駐日公使となる Townsend Harris は、イギリスの日本に対する不利な条約の提示に先行して日本がアメリカと緩やかな通商条約を結んでおくことが日本にとって好都合となること、すなわち、アメリカがイギリスやフランスの抑止力的存在となることを幕府に説明して、1858 年に日米修好通商条約を調印させたのである [2)]。その後、幕府はオランダ、ロシア、イギリス、フランスと同様の条約、つまり安政の五カ国条約に調印することとなる。

これによって神奈川（以下、横浜とする）、長崎、兵庫（以下、神戸とする）などといった開港地が決定され、外国人居留地が設置されることとなった。すでに、渡辺や山本・棚田の横浜居留地に関する研究、棚田の神戸居留地に関する一連の研究 [3)]によって明らかにされているように、外国人居留地では欧米スポーツが実施され、またそれらは日本へのスポーツ移入経路の一端となった [4)]。これまでの外国人居留地のスポーツに関する研究は、居留地の地理的境遇に基づく個別研究として進められ、そこで実施された種目、居留外国人によって創設されたクラブ、スポーツ施設設置の経緯およびそれらの時期など、居留外国人のスポーツ実施、プログラム、それらの実施場所に焦点をあてて説明がなされてきた。つまり、これらの研究は欧米スポーツの実態を明らかにする研究として位置づくもので、幕末期に来日した外国人らがどのような想いでスポーツを実施しようとしたのか、また幕末期にみられるスポーツの実態は、居留外国人のどのような考えや構想をもとに実現されたのかといったことには言及がなされてこなかった。

実現はなされなかったものの、幕末長崎では競馬場の設置交渉が展開され、このような交渉の背景には外国人らの主体的な働きかけと要求があり、幕末明治期の競馬で知られる横浜でも競馬場、遊歩道設置をめぐる同様の推移を辿ったことが明らかにされている [5)]。さらに横浜における公園設置要求の背後には外国人居留地の閉鎖的な社会における社交の目的、スポーツ実施をも可能とする戸外レクリエーション施設の設置、イギリス本国と同様の社会階層秩序を維持する社会的施設や集団の準備の意味があったという [6)]。同様に、立川も来日した外国人らが本国での習慣の維持と健康の保持を目的としてその実現を図ったことを指摘しているが [7)]、資料記述から外国人らのスポーツへの姿勢については読み取ってはいないようである。しかし、20 世紀以降のイギリス人のスポーツに関する姿勢の変容を述べた Peter C. McIntosh（以下、McIntosh とする）は、1960 年までにみられたスポーツの文化としての位置の獲得と確立を、人間にとっての運動そのものの意義や価値に着目して説明しようとした [8)]。したがって、本研究では幕末期外国人居留地における居留外国人らのスポーツに対する姿勢を明らかにすることを目的とする。

２．研究方法

本研究で用いる資料は、*The Daily Japan Herald* の 1864 年 4 月 7 日、同月 19 日の記事 [9)]および *The Japan Herald* の同年 5 月 14 日、7 月 23 日 [10)]、そして 1865 年 5 月 13 日の記事 [11)]である。これらの新聞資料に居留地におけるスポーツ関係の内容が含まれていることは、すでに立川によって明らかにされており、両資料におけるスポーツ関係記事の所在については立川の研究成果に委ねられるべきである [12)]。しかし、当該研究では、「たとえば、D.J.H.1864,4・7, 4・19, J.H.1864, 5・14, 7・23」また、「たとえば、J.H. 1865,5・13」[13)]と *The Daily Japan Herald* や *The Japan Herald* を依拠資料として示してはいるものの、英字新聞の内容の具体的な検討には至っておらず、これらの英字新聞を用いて「かねてから居留民は、スポーツ・運動が仕事のストレスの解消や精神のリラックスをもたらし、健康を増進させる、その不足はストレスと病気を引き起こす、といった『スポーツ・運動の科学』を繰り返し、特にイギリス人の場合は、そのアイデンティティさえもスポーツを行うところに求めていた。」[14)]と簡述している。このような成果は、幕末期の居留外国人のスポーツ実施をめぐる事情を現代的な視点で敷衍しているにすぎず、また、当該資料の記述は体育・スポーツ史研究としてもこれまでに十分な検討がなされてこなかった。そのため、当時の英字新聞という活字メディアを通じたスポーツの意義と価値、居留外国人のスポーツに対する姿勢の考察こそがスポーツ史研究の課題であると考える。そして、外国人居留地形成による当時の東アジアの情勢と日本への欧米スポーツの移入を考察するとき、スポーツの実態にとどまることのない全体史的

な視点からの俯瞰的な検討が望まれるといえよう。このような視角から検討することで、幕末期のスポーツに関する交渉が惹起し、来日した居留外国人らがスポーツの実施を渇望し、種々の要求を提示した背景を把握することができるものと考えられる。

そのために、第１に、本研究で用いる英字新聞と発行の背景について述べ、第２に横浜、神戸、長崎の３箇所の居留地の設立とそこでのスポーツ活動の比較検討を通して、日本国内のスポーツ移入状況を位置づける。そして、第３にすでに述べてきたように立川によってスポーツの記述についての所在が明らかにされている幕末期英字新聞二紙、５日間の記事を用いて、スポーツに関する交渉の背景としての視点から当該時代のスポーツに関する言説内容を明らかにし、当該時代の外国人が異国の地でスポーツをいかにとらえ、そこにどのような想いを持っていたのか、つまり彼らのスポーツの意義と価値に着目して、外国人のスポーツに対する姿勢を捉えたい。

なお、新聞記事については、新聞名と発行年月日を月、日、年の順に記載する方法を、西暦、和暦の表示については統一しない方法をとった。資料を解釈するなかで重要となる用語については、原語を（　　）内に併記した。

３．英字新聞 *The Daily Japan Herald* および *The Japan Herald*

本研究で用いる資料はともに幕末期横浜で発行された英字新聞である。英字新聞には、居留地会議や秩序、スポーツ、娯楽、訴訟問題といった居留地内の出来事と本国の国内情勢という居留地外の出来事を伝えるという役割があったが [15]、そもそも日本における初の英字新聞は長崎で Albert William Hansard（以下、Hansard とする）によって創刊された *The Nagasaki Shipping List and Advertiser* であった。英国商人であった Hansard は「Southern Cross と題する新聞をニュージーランドで発行してゐた人」[16]で、来日後、長崎で本紙をスタートさせた。*The Nagasaki Shipping List and Advertiser* と後述するようにその後継紙となる *The Japan Herald* の発刊趣旨や編集方針は居留外国人の通商上の目標事項の達成と船舶一覧の作成にあり、「日本に関する知識をもっと得たい」という熱望に応える媒体を目指したとされている [17]。ところが、長崎の状況は開港当初とは様相を異にし、菱谷の 1860 年から 1870 年の長崎における居留外国人の動向によれば、清に拠点を持つ商人を中心とした居留外国人と商社の数は、慶応 3（1867）年をピークに [18]、また Lane Earns が述べているように、商人たちにとって長崎の魅力が横浜や神戸へとってかわられると、長崎居住の外国人らは江戸近郊の横浜へと移住した [19]。このような動向に従うかのように 1861 年 10 月 1 日の *The Nagasaki Shipping List and Advertiser* を最後に [20]、Hansard は経済上の理由および自身の計画を実現させるために [21]、「日増しに重要になりつつある横浜」[22]へと移住した。その移住先で 1861 年 11 月 3 日から発刊されたのが、*The Japan Herald* である。*The Japan Herald* が週刊紙であったことに対して、1863 年 10 月 26 日から発刊された *The Daily Japan Herald* は日本初の日刊紙であった [23]という。Hansard は 1862 年に商人 O. R. Keele という人物と *The Japan Herald* を共同で経営したが、意見の相違が生じ、日刊紙 *The Daily Japan Herald* は *The Japan Herald* が休刊している間に、別途発刊されたという経緯を有する [24]。*The Daily Japan Herald* は、「広告専門無代紙」[25]で、船舶情報や通商に関する広告を記載し、その他、領事館の公告や公演、裁判記事なども扱って、特に広告収入が大きな収入源であったとされているが、読者獲得をねらって毎朝無料配布されていたという [26]。一方、*The Japan Herald* は横浜で最初の英字新聞 *Japan Express* を廃業に追いやり、*The Japan Gazett*、*The Japan Mail* とあわせて、「明治期を通じて欧字新聞界に君臨した」三紙の一つと評される新聞であった [27]。*The Daily Japan Herald* と *The Japan Herald* は日刊、週刊のスタイルこそ異なるが、新聞発行者にとって *The Daily Japan Herald* とは *The Japan Herald* に代替する新聞であったと考えてよい。

このように、横浜における英字新聞は、長崎における発行実績を土台として同一の経営者によって、同一の発刊趣旨、編集方針のもと発刊され、発行者、商人の横浜への移住のなかで達成されたものであった。これはすなわち、横浜で発行されてはいるものの、居留地全体を通して見た場合、その内容によっては横浜に限定されない来日外国人の様相を示した資料としてみることができることを示唆する。

４．横浜、長崎、神戸３箇所の居留地におけるスポーツの実施とその比較検討

先に述べたように、スポーツを実施した居留地として知られる横浜や神戸、長崎の開港は 1858 年の日米修好通商条約を始めとする安政の五カ国条約によって決定された。横浜と長崎は 1859 年に開港され、神戸の開港は 1863 年が予定されていた。これによって各地に外国人居留地が設置され、外国人らが本国での生活を再現し、娯楽を求めていった。ここで各居留地におけるスポーツについて確認し、本研究で用いる新聞記事が発行された、1864、1865 年のスポーツの状況について考えてみたい。スポーツが最も盛

んに実施された横浜について述べる前に神戸居留地について触れておくこととする。
神戸居留地は横浜に次いでスポーツが盛んに実施された居留地であったが、上述のように横浜、長崎の開港が 1859 年であったことに対して、この地の開港は 1863 年に予定されてはいたものの、開国によって生じた物価の高騰と攘夷運動の続発による政策転換によって締結された「ロンドン覚書」[28]によって 1867 年 12 月まで開港が延期された [29]。したがって、神戸でも競馬場が設置され（1869 年）[30]、レガッタが実施されて（1869 年）[31]、Hiogo Race Club（1869 年）や Hiogo Cricket Club（1869 年）、Kobe Regatta & Athletic Club（1870 年）が設立された [32]が、いずれも明治に入ってからのことであった。

一方、横浜には夜になるとボウリングとビリヤードができるアングロ・サクソンというホテルがあり、「最初は乗馬しての周遊、射撃、すぐ近くでの散歩しか昼間の娯楽（amusements）がなかった」[33]が、1860 年そして 1861 年に非公式の形で、1862 年には「横浜新田」で競馬が行われていたと考えられている [34]。レガッタについては、長崎では 1861 年 [35]に、横浜では少し遅れて 1863 年 [36]に実施された。続いて横浜では 1863 もしくは 1864 年に「フィールド・スポーツ」が行われた [37]。その他、横浜では 1864 年にクリケットがなされていたし、1863 年にはペーパーハントが行われていたという [38]。長崎をモデルとする外国人の自治的な活動は、Paske-Smith の「イギリス人コミュニティはクラブなしで長くやっていけるようには思えない」[39]という一文にも見られるようにクラブの設立を促していくこととなる。長崎では少なくとも 1861 年にはイギリスを中心とした British Club が立ち上げられ、やや遅れて横浜で国際的なクラブが組織されたという [40]。例えば、1865 年の Societe Suisse de Tir（スイス・ライフル・クラブ）[41]、そして 1865 年設立の YRA（Yokohama Rifle Association）、1866 年の YRC（Yokohama Race Club）、1868 年の YCC（Yokohama Cricket Club）[42]である。

このようなクラブの設立とともに活動拠点となるスポーツ施設の設置が不可欠となるが、それらは居留外国人の要求によって次第に整備されていった。横浜では 1863 年にアメリカ公使によって「乗馬遊歩道路・競馬場・球戯場設置」の要求が提出され、この要求が基となって 1864 年に遊歩道が完成した [43]。ところが、この遊歩道はとりあえず設置したというもので、本格的な遊歩道は 1866 年に設置された [44]。また、1864 年に初代イギリス駐日公使 Sir Rutherford Alcock（以下、Alcock とする）からも遊歩道、競馬場、調練場の要求が出され、同年 12 月 19 日（元治元年 11 月 21 日）調印の第２回地所規則（横浜居留地覚書）にはスポーツ施設の設置が含まれていたが、この年の Alcock の帰国によって「死文」と化したという [45]。

さらに、横浜における競馬場設置交渉は、少なくとも 1863 年には外交上の事項としてとりあげられ、その後、「レクリエーション・グラウンド」設置案を巻き込みながら進展と後退、変更を経験し、最終的に 1866 年の根岸競馬場設置に帰着する [46]。こうして 1865 年に射撃場、1866 年に本格的な遊歩道が設置され、競馬場（1866 年）、公園（明治４年の山手公園、同９年の横浜公園）が設置されていった [47]。

このようにみていくと、横浜における 1863、64 年とは居留外国人から施設設置要求が提出され、それによって幕府、奉行と居留外国人との正式な交渉が開始された時期といえる。そして、そのような要求が施設の設置として成就するのが 1866 年以降、また横浜で正式にクラブが設立されるのが、少なくとも 1865 年以降ということになる。つまり、1864、65 年とは形式的には非公式でありながら、ある程度一定のスポーツの先行実施がなされていたが、要求とそれにともなう交渉を繰り返す、まさに黎明期であったのである。

５．居留外国人のスポーツへの姿勢と心情

これまで述べてきたように 1864 年前後は、外国人から要求は出されてはいるものの、日本と外国人の交渉がなされ始めた時期で、外国人にとっては、自らの要求を実現させたいが、成就されるか否か、不明瞭な時期であったと言えよう。そのような時期に新聞ではどのような内容を報じられていたのであろうか。

（１）居留外国人の生活

まず、居留外国人の生活に関する内容を取りあげたい。

> 我々が最近聞いた多くの報告のなかには喜ばしいものがある。それはイギリス公使の Alcock が日本の地方当局（the local Japanese authorities）に対して横浜在住の居留者の不満をよく理解させ、レクリエーション・グラウンドのために適した場所を与えようと説得することに成功しているというものである。すなわち、乗馬、クリケットなどの目的のためのグラウンドが、彼らへの便宜を考慮して居留地に隣接して設置された。[48]

1864 年、このようにスポーツに利用できる場所の確保は交渉の最中にあったとみられる。「居留者の不満」は Alcock を通じて「地方当局」

すなわち神奈川奉行とのやりとりのなかで解消されるよう進められていた。少なくとも乗馬やクリケットのための施設の確保はそのうちの一つであり、そのような状況に進展がみられるということが窺える。このような交渉に対して「我々はそのような報告についてしか聞いていないしそれ以上については何も知らないが、我々は、Alcock が近々ある機会で、日本人に問題を強く主張し、何ももたらさずにしておくことはないと難なく信じている。」[49]とあるように、Alcock による日本との交渉に対して、彼が必ずよりよい状態となるように交渉してくれるであろうことが伝えられている。そして、居留外国人らの様相は次のように記述されている。

> ある日、横浜を訪問した鋭い観察眼を持った訪問者によって、次のことに気づかされた。その前に横浜を訪れたすべての訪問者が気づいていたことかもしれないが、現実的にはほぼ居留地内のみに閉じ込められて、生活行動を限定されている我々居留者は、長引くそうした事態に妙に甘んじていて、辛抱強くなっている。･･･（中略）･･･一方で、外交官は日本との対外交流というこれらの難解な問題にとりかかっている。それは、現在の居留者の権利や特権といった小さな問題よりも非常に重要なことでさえある。現在、いらただしい拘束に苦しんでいる居留者は、一部の輝かしい期待に胸をふくらませるだけでなく、とげに覆われた花からまもなく生じるかのような喜びをも獲得しようとかなり冷静になっている。コミュニティにいる一部の若者が成し遂げられる何か他のことによって到達どころか、服従が取り去られるようにして、屋外の娯楽（outdoor amusement）や楽しみ（enjoyment）、必要な運動（necessary exercise）の代わりとなる手段を探し求めながら辛抱強く服従しているのを観察するとき、我々はこのように考えるのだ。[50]

つまり、居留外国人らの生活は端から見れば制限のある、限定的なもので、そのような状況に満足しているように見えるかもしれないが、実際にはそうではなく、彼らは自らの主張と要望を成就させるための好機を逃さないように冷静に判断し、行動していると述べられている。彼らは、幕府によって与えられた生活に服従しているのではなく、期待を胸に生活していたという。このような生活は忍耐をともなうものであったと考えられるが、娯楽、運動に代わる活動を模索し、辛抱強く生活をする若者たちの姿が彼らの日々の生活の支えになっていた。そして、次のように続けられる。

> 奪われた競馬場、（他のものを獲得することが公約となって絶望的である）、つまり、この国での乗馬は事実上禁じられていて、サラブレッドやアラブ馬は短距離乗馬用の日本のポニーに変更された。時折のペーパーハント以上に興奮と運動を引き出すレースはクリケット・グラウンドを占有している。クリケット・グラウンドを奪われた「イレブンズ」は、益とならないような悲嘆に陥ることを急いだりせず、彼らがグラウンドを手に入られずにいることに対して当局に向かって泣き叫んだりもしない。それでも彼らは芝生や小道といった範囲で、満足いくものではないが、実施可能なゲームを平然と行っている[51]。

ここからは外国人の乗馬が禁じられていて、また馬種が変えられ、クリケット場はレースによって占有されているためクリケットは限られた場所で実施されていたとされている。このような居留地での生活について、「さらに、より性分にあった娯楽に対する古くからのサクソン人の渇きが自然と溢れ出ている（and the old Saxon thirst for more congenial amusements naturally breaks forth）」[52]と述べられている。そして「このように我々は横浜の精神を歓喜や歓楽で言い表そうという考えは絶望的だと強くあきらめてはいるが、必要なリラクゼーション（the necessary relaxation）や身体運動（exercise our bodies）の手段や機会が得られるというすべての希望をそう簡単に断念することはできない」[53]というのである。つまり、すべてが望み通りになるような十分な生活は想定していないが、自由に運動ができない状況に耐えつつも、決して諦めようとはしていないと述べられたのである。ではなぜ、彼ら居留外国人らの娯楽に対する熱望がそのように記されたのか。その理由は、次のような記述から窺い知ることができる。

> 時折、レガッタや男性らしい田園のスポーツ（manly rural sports）のための競技会（a meeting）が運動と活気を与えるために準備されている。これらがなければ、休みなく続く外国人の業務（business）と通商（commercial affairs）に対する集中力は、古い格言にあるように「切れ味の悪い刃」へとすぐにでも彼らを変えてしまうかもしれない[54]。

さらに、*The Japan Herald* には次のように記述されている。

“レクリエーションは精神を、大鎌をとぐよ

うに、そしてその刃先を尖らせるように仕向けている。さもなければ、切れ味が悪く、刃先が丸くなったものとなるだろう。それゆえ、自身の時間をすべてレクリエーションに費やす者は、たえず刃先をといで、決して穀物を刈ることはない。反対に、常に精を出して労働（toils）し、決して気晴らしをしない者は、絶えず穀物を刈っていて、決して刃先をとぐことはない。すなわち、これはほぼ無目的に働くことをさす。大鎌もなく、刃先もないように、私は労働（work）によって鈍くならず、レクリエーションで怠惰にも気ままにもならないことを交互に起こすようにしている。”[55]

当該新聞記事の記述から、‘the good old Bishop Hall’の引用であることがわかる。Hall とは、近代初期の聖職者 Joseph Hall のことで、彼の業績集 *The Works of Joseph Hall* の第 131 集 On the Whetting of a Scythe に一部同様の記述がみられ、*The Japan Herald* の編集者はここから引用したことが推察される。この内容は日常生活におけるイギリス人にとっての娯楽の必要性を記述した箇所である。つまり、ここでは仕事を穀物の収穫に、スポーツやレクリエーションを大鎌の刃先に例えて、業務と娯楽あるいはレクリエーションを交互に持つことの必要性が述べられている。通商を目的として来日した外国人にとって、娯楽や運動は生活の重要な一部であり、業務へ取り組むためには娯楽が不可欠であったと考えられる。

（２）娯楽の必要性とその効果

このように娯楽の必要性に対して、その効果をいかに捉えていたのか、それは業務に対する活力を与えるほど重要なものであった。領事館内のグラウンドという正式でない空間に居留外国人が参集しレクリエーションの機会を得ていること、そしてそれが業務を進める上で不可欠だということが述べられた後、続けてそのように考えられる理由が記述されている。

新しいイギリス領事館のグラウンドによって与えられた心地よい一定の空間ではあるが、非常に限定された空間での先週の再結集は、困難にありながら喜びとレクリエーションを追求するというそのなかで、すべてのことが行われたことに心から喜びを感じるのである。このことは、休みなく続く業務によって溜まったゴミをふるい落とす適切な機会が現実的に不足しているということを十分に示していた。ここにいる我々すべてが必要としている。このように精神を適切にリラックスさせ、四肢を運動させることについての重要性は、雄弁にも Alison によって指摘されている。“生活における娯楽（amusements）が慈善心のある神によってかたく禁じられているということを考えること、不当で恩知らずである。それどころか、娯楽は倹約的な生活に重要な成果をもたらし、幸福と徳性（our happiness and character）の両方に重要な効果を生み出すようになっている。娯楽は「当然の報いの源泉」（the wells of desert）であり、苦役（toil）が和らげられる安寧な休憩所であり、疲れ果てた精神の調子を回復させるための場所でもあり、そしてそこは落胆した精神が再び自信と希望を取り戻す場所であるかもしれない。別の観点からみれば、娯楽は個性の尊厳（the dignity of individual character）に対して重要性をも持っている。我々が娯楽（amusement）と呼んでいるあらゆるもののなかには、幅広くセンスやアイディアがにじみでていて、たかが動物的な快楽（animal indulgence）にすぎないものから精神的な崇高（some elevation of the mind）をもたらすのだ。”[56]

ここでは Alison に依拠して、運動やレクリエーションの必要性が説明されている。Alison とは、おそらく Archibald Alison のことで、彼はスコットランド出身の聖職者であった。彼には説教集（*Sermons*）があり、少なくとも 1815 年にその第 5 版が出されていることが明らかになった。説教集第 20　On Winter, as the Season of Social Amusement の一部に該当箇所がみられるが、イギリス人にとっての娯楽や運動のあり方が示されている。この記述によれば、娯楽とは、人類の積み上げた経験と知恵が詰まったもので、動物的本能に対して精神的な気高さを示すものであった。また、娯楽は、倹約的な生活を営み、個々の幸福感と尊厳を維持し、業務からの安らぎを獲得して精神的回復を図るという点で価値をもたらすものであるという。では、娯楽にあたって大切にされていたこととはいかなるものであったか、そして娯楽によって具体的に何を獲得すると考えられていたのか。再び Alison の引用が用いられて以下のように説明されている。

“それゆえ、リラクゼーションのシーンのなかでさえ、それら（訳注ここでは娯楽のことをさしている）は人間の尊厳（the dignity of human character）を維持し、何もない自由な生活時間を、高潔なといっては言い過ぎだが、少なくとも無邪気な暇つぶし（occupation）で満たす傾向にある。しかし、それらの主要な効果とはおそらく、人間の社会的性質（the

social character of man）にある。娯楽（amusement）を求めるときはいつでも我々が仲間との結びつき（the society of our brethren）のなかにある。そして、いつでも我々の周りにいる人びととともに幸福（the happiness）を共有している。幸福の共有は好意の感情を物語っていて、共感がさらなる共感を生み出す。それゆえに、人たちが普通、幸福（happiness）や楽しみ（joy）のために集まるときは、その人が本来持つ性格のうちの最もすばらしい様子の一端を、思慮深い人の目に対して示す。しばらくの間、人は彼らの持つ短所と気質の荒々しさを表情に出さずにおく。つまり彼らは日常生活でひそかに考えていることや自己本位な目的を忘れ、幸福を享受し、分かち合うこと以外は考えずに周囲にいるたくさんの仲間と交遊するのである。（以下、省略する）”[57]

このように娯楽にはコミュニティと仲間の存在が不可欠で、彼らは仲間たちと交流することで、幸福感を味わうのであった。コミュニティにいるときには、日常にある地位や利己的な考えを忘れて行動するのであった。そして、以下にあるように、たとえ天候によって競技会が延期されたとしても、それに異議を申し立てる者はおらず、むしろ病気で仲間との交流を絶たざるをえなかった者たちにとっての参加の機会が与えられることを期待するのであった。

猛暑のなかで競技会（the meeting）を延期することで遅れが生じて残念に感じても、その判断や正しい考えに反対する人は誰もいないだろう。その判断や考えは、将校（officers）や男性たちの間に広まっていた病気（sickness）によって最近、仲間と交流することや市民のコミュニティと交際することができなかった人たちがこの機会に締め出されることが生じないように、できる限り幅広い自由裁量を与えるよう委員会に働きかけるのである[58]。

これまで述べてきたように困難を抱えた居留地での生活ではあったが、彼らは状況に応じて賢明な判断をし、彼らはスポーツやレクリエーションに邁進したいという強い願望を持って過ごしていた。人類にみられる崇高な娯楽は、彼らの常務を成功に導くものとして彼らの生活に位置づき、娯楽の遂行には仲間との交わりが不可欠で、それによって幸福感を感じ、心身をリラックスさせていたことが読み取れる。

ここまで娯楽や運動について論理的に語られてきたわけであるが、娯楽の価値と必要性、それにともなう外国人らの行動は次の文に集約される。

イングランドの精神は本質的に男性らしいゲームや運動を求めている、つまり、特にこのように心躍るような非常によい雰囲気にあって、すべての人が自分自身を最大限に発揮しようとするのは当然のことである。我々のコミュニティのほとんどに男らしさあふれる活動力がみなぎっていて、彼らの背後にある屋外での娯楽（out-door amusements）を味わわずにいるということは考えられないのである[59]。

（3）スポーツを実施する際の必要条件

これまで述べてきたように居留外国人はスポーツを実施する場所の獲得をめざし、コミュニティをつくり、できる範囲での活動が実施されるようになっていたとみられる。次の記述は競技会の実施に関するもので、この競技会とは「来月 5、6 日」に実施される予定の春季フィールド・スポーツ競技会（Spring Meeting for Field Sports）[60]のことである。こうした競技会を実施し、成功させるためにはそのための準備が必要であったが、成功に必要な要件として「競技会を成功させるための多数のエントリーとよい天候、心ある支援、（競技会を）活気付けるような性の存在（最初にあげたエントリーと最後にあげた性についてはすでに確保されているが）を求め」[61]られていたのである。すなわち、ここではエントリーする者、天候、記事の文脈から考えて開催のための寄付金、女性の存在が挙げられている。また、別の日には次のようなマナーに関する記述もみられる。以下は、実演者 Risley[62]によって開かれた「特別な夕べの催し」（Special Night）という射撃会場での出来事について記述したものであるが、参加者の結集について述べるなかでも、スポーツをめぐる社交のあり方が条件にあったようである。

実演者 Risley の「特別な夕べの催し」（Special Night）が開催された際、土曜日の夜の差し迫った仕事のために、出席できなかった。公衆の娯楽（amusement）のために行動力のある支配人がいつもよりもよく世話をして、「特別な夕べの催し」が成功裡に終わったこと、とくにその夜複数の女性の後援を賜ったと聞いて、我々はうれしく思う。およそ３、４年前にもニュージーランドで実演者 Risley に会ったことを思い出す。その地で彼は、多くの主要な政府の官吏（officials）や商人、仲間だけでなく、ときには政府関係者の夫人やその友人たちを含めて、その地で最高の地位を有する女性といった多くの顔ぶれがあって

支援されていた。我々はここ横浜でも同じように彼を激励する。そして、ある夜に、喫煙を厳しく禁ずることが決まっていれば、まちがいなく失望することはなかっただろう。これだけは準備不足だった。我々は「禁止されていた」（“prohibited”）ということばを用いる。というのは、我々がかつて横浜の観衆たちから知り得たところによれば、明らかに一方の性別だけの存在が禁止に足るほどの影響を与えると考えるべきであるが、そうなっていないように思われる。というのは、土曜日の夜に椅子に座った３人の無礼者がおり、そのすぐ近くに女性がいた。我々は３人が女性の面前で喫煙をするという無作法を禁じられることはなかったことを知らされた。我々は Risley に再考を投げかけた。「女性が出席することが見込まれる」という告知は、おそらく次のように作用するだろう。つまり、快楽（indulgences）で自己本位になっている者たちにとって、きちんとした客人のために割り当てられた場所でなく、反対側のマットのふさわしい仲間のいるところに席をとるということをある種の強制とするということだ[63]。

ここでは喫煙がマナーとして問題となっているが、地位の高い女性が来場する際には一定の配慮をするように伝えており、これが横浜で娯楽に関わる居留外国人らの明文化されていない慣習であったとみられる。

このように、居留外国人の生活状況とその生活に対する忍耐、娯楽に対する熱望、娯楽の価値、効果、必要性、そして娯楽を円滑に行うための必要条件やマナーについて記述がなされていたが、最終的に、居留外国人らはそのような状況をどのように好転させるべきで、またどのように打開するべきだと考えられていたのか、以下の２箇所の記述に着目したい。

乗馬、競馬、クリケット、ボウリング、ホッケー、体操、キャリセニックス、スケート（というのは、スケートのために人工の池が計画の一部に含まれないという理由が理解できない）、それぞれの趣味に対するすべての愛好者が、運動のためのフィールドを獲得するよう懸命な努力をして団結しなさい。遅かれ早かれ、すぐに達成できない理由はない[64]。

しかし、このようにすべてのことが居留者の権利や見込みのある期待を抑えるという柔順な服従のなかでなされているということを訪問者に思わせてはならず、来るべき時を待ち構えている無言の精神のなかにあって、現在の可能な限りの手段を越えて最善を尽くすような決断をしているということを思わせなさい[65]。

これらには娯楽に携わる者たちが団結して取り組むべきで、そうすれば近い将来、望む環境が整備されるかもしれないこと、冷静な判断をしているという自覚と決断を信じて生活をしていくことが語られているのである。

６．総括

来日した外国人がスポーツを要求し、交渉が行われてきたことはこれまでにも明らかにされてきたが、結果的に日本に欧米スポーツを移入したことになる彼らが、来日当初、どのような考えを持って生活し、スポーツを実施することを望んでいたのか、彼らにとってスポーツとは異国の地日本でどのような意味を持つものであったのかについて、具体的には着目されてこなかった。しかし、すでに述べてきたように、幕末期の新聞記事の記述からこれらのことが看取される。もちろん本研究で用いた資料は英字新聞の記述であるため、そこには資料的な限界があるが、少なくとも当該記事を記述した編集者は当時の居留外国人らの様相を観察し、彼らのスポーツへの姿勢や心情を語っていたのである。新聞という資料的な性質から考えれば、そのような娯楽や運動に対する考えを伝えようと、また「困難」に直面する生活に「希望」を与えようとしていたと考えられる。

横浜で 1865 年以降にクラブが設立され、施設が整えられていき、またスポーツに関する要求が各国公使を通じて出されるのが 1863、64 年であることを考慮にいれれば、居留外国人が「問題」や「困難」を抱え、それらを「克服」[66]すべきという混沌とした状況のなかで、「不満」と「希望」を抱いていたという様子が垣間みえる。これらは居留外国人のスポーツへの姿勢を示している記述とみなされる。そして、このような競馬場、遊歩道などの施設設置をめぐる交渉黎明期における彼らのスポーツへの姿勢とそれにともなう行動が、欧米スポーツ移入や普及の土台となったことを看過することはできないであろう。

さらに、新聞記事資料で示されているように、居留外国人のスポーツへの姿勢は、McIntosh が、スポーツは生活に意味と価値をもたらすもの、そして動物的な本能を満足させるにとどまらないものとし、文化の一つであるということを強調したスポーツのあり方にも通じている[67]。スポーツに対するこのような理論的構築が 20 世紀になされたことを視野に入れるとき、本研究の居留外国人らのスポーツ要求の背景となる 1860

年代の英字新聞の記述は、スポーツの意義や価値について言及する今日的説明の先取りとみなされ、そのような考え方が幕末期日本における外国人居留地にも存在していたことを示唆するものといえるであろう。

〔付　記〕

(1) 本研究は平成 25～28 年度日本学術振興会学術研究助成基金助成金（若手研究（B）課題番号：25750293）の助成を受けたものです。This study was supported by JSPS KAKENHI Grant Number 25750293.

(2) 本研究の英文校閲については、エディテージ社のお力添えを頂戴しました。We would like to thank Editage (www.editage.jp) for English language editing.

注および引用・参考文献

1）鹿島守之助、『日本外交史』第 1 巻（幕末外交）、鹿島研究所出版会、1970 年、p.210

2）同上、p.211、および池井優、『日本外交史概説』（三訂）、1992 年、慶應通信株式会社、pp.17-18.

3）渡辺融、「明治期の横浜における外国人スポーツ・クラブの活動と日本のスポーツ」、『体育学紀要』、1976 年、pp.1-33.
山本邦夫･棚田真輔、『横浜スポーツ草創史』、道和書院、1977 年
棚田真輔、『神戸スポーツ草創史』､道和書院、1976 年
棚田真輔、「神戸居留外国人による明治初期のスポーツ倶楽部の設立について」、『人文論集』第 23 巻第 2、3 号、1988 年、pp.97-126.
棚田真輔、「居留外国人による神戸スポーツことはじめ考」､棚田真輔･鵜木秀夫･松村浩貴、『神戸商科大学研究叢書』56、神戸商科大学経済研究所出版、1996 年

4）木下秀明、『スポーツの近代日本史』、杏林書院、1970 年、pp.8-11.

5）立川健治、「幕末～文明開花期の競馬―横浜・根岸競馬をめぐって―」、『富山大学人文学部紀要』第 20 号、1994 年、pp.61-125.
立川健治、「幕末･長崎における競馬場設置問題」、『富山大学人文学部紀要』第 39 号、2003 年、pp.17-45
田端真弓、「幕末長崎の競馬場・遊歩道設置をめぐる交渉の一経過:『雑書書抜』を中心に」、『健康科学』第 35 巻、2013 年、pp.17-24.
田端真弓･榊原浩晃、「幕末長崎における居留外国人の競馬場設置要求:慶応元年までの近代スポーツ萌芽の観点から」、『健康・スポーツ科学研究』第 2 号、2014 年、pp.25-37.

6）白幡洋三郎、『近代都市公園史の研究：欧化の系譜』、思文閣出版、1995 年、p.176、pp.259-265.

7）立川、前掲、1994 年、pp.66-69.

8）ピーター・マッキントッシュ著、寺島善一ほか編訳、『現代社会とスポーツ』、大修館書店、1991 年、〈Peter C. McIntosh, *Sport in Society*, (revised edition.) London :West London Press, 1987〉およびピーター・マッキントッシュ著、竹田清彦・石川 旦共訳、『スポーツと社会』､不昧堂出版､1970 年、〈Peter C. McIntosh, *Sport in Society*, London: C.A. Watt & Co. Ltd, 1963〉

McIntosh によれば、1900 年以降のイギリスにおけるスポーツの捉えられ方は､文化からの除外に始まるが、1960 年代までに実用的な手段を超えて、「正当化」を導き、日常生活におけるプレイの価値が認められたという。そのようなスポーツは、「プレイ」を通して文化性を維持していくものと理解されている。

本研究においても､以下のようなイギリススポーツ史研究におけるイギリス人のスポーツへの姿勢（attitudes）という脈略で、「姿勢」の用語を用いている。阿部生雄の「イギリス、スポーツ史・レジャー史の研究動向：1970-1989」によればイギリス人のスポーツへの姿勢については、Denis Brailsford（Denis Brailsford, *Sport and Society: Elizabeth to Anne*, London, 1969）のイギリススポーツ史研究があり､そのなかで中世から近代につながるイギリス人のスポーツへの姿勢の形成過程が明らかにされているという（ピーター・マッキントシュ著、寺島ほか編訳、前掲、pp.191-192.）。

また、Peter C. McIntosh の *Sport in Society*（1963）においても、社会におけるスポーツの位置づけとして､イギリス人のスポーツへの姿勢が重視されている。

9）*The Daily Japan Herald*, No.136, Thursday 7th, April, 1864, Yokohama, Japan and No.146, Tuesday 19th, April, 1864, Yokohama, Japan.

10）*The Japan Herald*, Vol.2, No.116, Saturday 14th, May, 1864, Yokohama, Japan and Vol.2, No.126, Saturday 23rd, July, 1864, Yokohama, Japan.

11）*The Japan Herald*, Vol.3, No.168, Saturday 13th, May, 1865, Yokohama, Japan.

12）立川、前掲、1994 年、pp.61-125.

13）同上、p.82

14）同上、p.76

15）鈴木雄雅、「解説日本における初期欧字紙について」、北根豊編、『日本初期新聞全集１』、ぺりかん社、1986 年、p. x

16）明治文化研究会編、『幕末明治新聞全集』第 1 巻、大誠堂、1934 年、p.1

17）鈴木雄雅、「解題『ナガサキ・シッピング』

『ジャパン・ヘラルド』」、p. x、北根豊編、『日本初期新聞全集　1』、ぺりかん社、1986年、p. x

18）菱谷武平、『長崎外国人居留地の研究』、九州大学出版会、1988 年、pp.88-95.

19）Lane Earns, The foreign settlement in Nagasaki, 1859-1869, *Historian*, Volume 56 Issue 3, 1994, p.487

20）鈴木、前掲、「解題『ナガサキ・シッピング』『ジャパン・ヘラルド』」、p. x

21）明治文化研究会編、前掲、p.2

22）鈴木、前掲、「解題『ナガサキ・シッピング』『ジャパン・ヘラルド』」、p. x ⅰ

23）同上、p. x ⅰ、および鈴木、前掲、「解説日本における初期欧字紙について」、p. ix

24）鈴木、前掲、「解題『ナガサキ・シッピング』『ジャパン・ヘラルド』」、p. x ⅰ

25）鈴木、前掲、「解説日本における初期欧字紙について」、p. ix

26）同上、p. ix および鈴木雄雅、「解題『ディリー・ジャパン・ヘラルド』（*The Daily Herald*）、『ジャパン・コマーシャル・ニューズ』（*Japan Commercial News*）」、北根豊編、『日本初期新聞全集　3』、1986 年、ぺりかん社、pp. ⅲ - ⅳ.

27）鈴木雄雅、「解説日本における初期欧字紙について」、p. x

28）犬塚孝明、『明治維新対外関係史研究』、吉川弘文館、1987 年、pp.55-70.

「ロンドン覚書」は文久 2（1862）年 5 月 9 日、第一回遣欧使節によって開港・開市の延期を主たる目的として締結された。

29）鹿島、前掲、p.102

1863 年 1 月 1 日から 1867 年 12 月（和暦の慶応 3 年 12 月 6 日）まで延期。

30）棚田、前掲、1996 年、p.2

競馬場設置以前の 1868 年頃から競馬は行われていたという。

31）棚田、前掲、1988 年、p.100

32）同上、pp.104-105.

33）Montague Paske-Smith, *Western Barbarians in Japan and Formosa in Tokugawa days, 1603-1868*, J. L. Thompson & Co. Ltd., Kobe, Japan, 1930, p.267

34）1860 年の競馬については『ハイカラケイバを初めて候』（馬事文化財団、『ハイカラケイバを初めて候』、2016 年、p.5）、そして 1861 年については立川の論文（立川、前掲、1994 年、pp.67-68）、1862 年についても立川による（同上書、p.65）。および『横浜スポーツ百年の歩み』（成田十次郎監修、横浜市体育史企画刊行委員会・横浜市体育史編集会議編、『横浜スポーツ百年の歩み』、横浜市教育委員会事務局体育課発行、1989 年、p.12）

35）1861 年 9 月 26 日付けの *The Nagasaki Shipping List and Advertiser* に記された記事などを根拠資料として、複数の文献で述べられている。例えば、Paske-Smith、菱谷、棚田（それぞれ、Paske-Smith, *op.cit.*, pp.260-261.および p.268、菱谷、前掲、p.107、棚田、前掲、1988 年、p.98）。

36）山本・棚田は 1863 年にイギリス艦隊の乗組員によって行われ、1865 年に外国人が参加したとする（山本・棚田、前掲、p.105）。『横浜スポーツ百年の歩み』は「グランド・ヨコハマ・インターナショナル・レガッタ」が文久 3 年に行われたとしている（成田監修、前掲、p.12）。

37）『横浜スポーツ百年の歩み』では 1864 年とされ（成田監修、前掲、p.356）、Paske-Smith は 1863 年としている（Paske-Smith, *op.cit.*, p.270）。

38）Paske-Smith, *op.cit.*, p.270

ペーパーハント（paper hunt）と同義の用語として、野ウサギと猟犬（hare and hounds）あるいはパーパー・チェイス（paper chase）の用語が存在している （John Arlott, The Oxford Companion to Sports and Games, Oxford, Oxford University Press, 1975, ‘hare and hounds’ p. 467, paper chasing’ p.747）。近代スポーツへの移行期に競馬の原初形態から、これらの田園スポーツの通俗的な名称も用いられるようになった。なお、邦文文献としては、山本雅男、『イギリス文化と近代競馬』、彩流社、2013 年、pp.45-47.「スティープルチェイス」の項を参照。

39）*Ibid.*, p.261

40）菱谷、前掲、pp.108-109.

長崎におけるクラブの設立を 1861 年とする根拠は、George S. Morrison から長崎奉行宛の書翰（Paske-Smith, *op.cit.*, p.261）である。Paske-Smith は以下の文から長崎におけるクラブは「1861 年　6 月にはすでに存在していたことが明らかである」（p.261）としている。この書翰はクラブの存在についてはもちろんであるが、スポーツ史としての興味深い内容が記されているので、全文訳を記載しておく。

「S. Morrison の要求に対する回答を記した 5 月 17 日付の No.36 の書簡を私は受け取った。その要求とは、次のようなものである。居留地の空き地はクラブのメンバーにレクリエーション・グラウンドとして引き渡されるべきである。それは日本政府が空き地の後方大部分に倉庫を建設しようとしていた丘にある貸地である。クラブのメンバーは今、体操用のグラウンドになる場所について、不安ながらも 1 ヶ月以上待っているので、私は次のような要請をしている。閉ざされた計画に予定されているグラウ

ンドの一部は、できる限り延期されることなく上述の目的のために引き渡されるべきである。丘にあるこのグラウンドを 100 坪あたり 12 ドルの貸地として借りることについて異議はなく、それは貿易目的のために使用することはできず、非常に狭い。この無駄な土地の一部が当然のごとくその目的のために分け与えられるよう、閣下がただちに決定を下すと私は確信している。それゆえ、私がクラブのメンバーに前述のことを伝達できるような望ましい回答をできる限り早く私に与えてくれることを期待している。」

41）山本・棚田、前掲、p.340
渡辺は 1865 年以前の設立としている（渡辺、前掲、pp.8-9.）。

42）渡辺、前掲、pp.8-10 および山本・棚田、前掲、p.340

43）山本・棚田、前掲、pp.21-22 および白幡、前掲、p.175
この遊歩道交渉の端緒は 1862 年にみられるという（立川、前掲、1994 年、pp.70-71.）。

44）山本・棚田、前掲、p.23、渡辺は慶応 3 年としている（渡辺、前掲、p.5）、白幡は慶応 2 年としている（白幡、前掲、p.175）。

45）山本・棚田、前掲、pp.7-8.
渡辺はこの規則に調練場、競馬場、遊歩道の条文があったとしている（渡辺、前掲、p.5）。

46）立川、前掲、1994 年、pp.65-80.

47）山本・棚田、前掲、pp.24-33.
『横浜スポーツ百年の歩み』には 1865 年に「小銃射撃場」設置（成田監修、前掲、p.356）、白幡によれば山手公園の設置は明治 3 年に整備されたとされている（白幡、前掲、p.76）。

48）*Op.cit.*, *The Japan Herald*, Vol.2, No.116, Saturday 14th, May, 1864

49）Ibid., Vol.2, No.116, Saturday 14th, May, 1864

50）*Op.cit.*, *The Daily Japan Herald*, No.136, Thursday 7th, April, 1864
本資料においては amusement が多用され、本研究では資料に基づいて amusement を娯楽と訳した。資料の文脈をとらえるとき、amusement として乗馬やクリケット、レガッタが例示されていることから、amusement はスポーツあるいはレクリエーションのことを指すとみなされる。

51）*Ibid.*, No.136, Thursday 7th, April, 1864

52）*Op.cit.*, *The Japan Herald*, Vol.2, No.126, Saturday 23rd, July, 1864

53）*Ibid.*, Vol.2, No.126, Saturday 23rd, July, 1864

54）*Op.cit.*, *The Daily Japan Herald*, No.136, Thursday 7th, April, 1864
阿部生雄によれば、rural sports は田園のスポーツとされていることから、ここでは田園のスポーツとした（マッキントッシュ著、寺島ほか編訳、前掲、p.168）。

55）*Op.cit.*, *The Japan Herald*, Vol.2, No.116, Saturday 14th, May, 1864
Joseph Hall の業績集については 1839 年版を参考にした（Anonym, *The Works of Joseph Hall, D.D.*, Vol.12, 1839）。当該箇所は Joseph Hall の業績集 12 巻あるうちの 11 巻、174 頁に記されている。

56）*Ibid*., Vol.2, No.116, Saturday 14th, May, 1864
Alison の説教集については次の文献を確認した。Archibald Alison, LL. B., Sermons, Chiefly on Particular Occasions, 5th edition, Edinburgh: George Ramsay and Company, 1815

57）*Ibid*., Vol.2, No.116, Saturday 14th, May, 1864
1864 年 7 月 23 日の The Japan Herald にも次のような記事があり、ほぼ同じことが述べられている。いずれも Archibald Alison の説教集（Alison, op.cit., pp.411-414.）に依拠している。
1864 年 7 月 23 日の The Japan Herald にも次のような記事があり、ほぼ同じことが述べられている。「我々はそこへ向けて（ここでは運動のためのグラウンドの獲得のことをさす）支援するであろう当局の人々が、支援をすることに喜びを感じるであろうことを信じているし、疑いもしない。というのは、（今回の話題以前に引用したアリソンのことばを再び用いるが）、彼らは次のことを覚えているであろう。“娯楽領域の主要な効果とは、人間の社会的性質にある。娯楽が求められるときはいつでも、仲間社会のなかにある。つまり、周囲の人々と幸福を共有している。人が、幸福や楽しみを目的として集まるときには、人は彼らの持つ短所や気質の荒々しさからしばらく離れている、つまり彼らは日常生活でひそかに考えていることや自己本位な目的を忘れ、そして幸福を享受し、分かち合うこと以外は考えずに周りにいるたくさんの仲間と交遊する。”」（Op.cit., *The Japan Herald*, Vol.2, No.126, Saturday 23rd, July, 1864）

58）*Op.cit.*, *The Daily Japan Herald*, No.146, Tuesday 19th, April, 1864

59）*Op.cit.*, *The Japan Herald*, Vol.3, No.168, Saturday 13th, May, 1865

60) 各日の広告に、5 月 5〜6 日、Yokohama Field Sports (Spring Meeting)を開催することが告知されている。この広告には、世話人やプログラム、ルールが示されている。4 月 14、18、20、21 日の *The Daily Japan Herald* などで確認できたが、全て同じ広告であった。

61）*Op.cit.*, *The Daily Japan Herald*, No.146, Tuesday 19th, April, 1864

62）Risley とは「曲馬団」を率いて 1864 年 3 月

に来日し、その後、のちにロイヤル・オリンピック劇場と改称されるアンフィシアター（円形劇場）を建てた実演者であった（横浜開港資料館編、『横浜もののはじめ考』、横浜開港資料館、2010 年、p.120）。

63）*Ibid*., No.146, Tuesday 19th, April, 1864
1864 年 4 月 18 日の *The Daily Japan Herald* によれば、Professor Risley's Circus として開催が通知されていた。つまり同日午後に催された娯楽イベントであったと考えられる。4 月 21 日の広告とあわせて考えるとき、午後 2 時に Grand Performance が、午後 9 時に Grand Entertainment が行われていたとみられる。また、同年 3 月 26 日の二紙および 4 月 20 日の The Daily Japan Herald の夜の催しの広告には、プログラム内容として Gymnastic Exercises がみられる。ただし、詳細は不明である。

64）*Op.cit., The Japan Herald*, Vol.2, No.126, Saturday 23rd, July, 1864

65）*Op.cit., The Daily Japan Herald*, No.136, Thursday 7th, April, 1864

66）「困難」「克服」については、1865 年 5 月 13 日の記述で用いられている。「この問題について動いている人々は、おそらくすべてを克服することは困難だと考えているだろう。そして、もし、クラブが組織されるならば、我々はまもなく事の成り行きについてよい報告がなされることを期待する」（*Op.cit., The Japan Herald*, Vol.3, No.168, Saturday 13th, May, 1865）。「この問題について動いている人々」とはクリケットのクラブを立ち上げようとしている人たちのことをさす。

67）McIntosh は、Frank Richard. Cowell（以下、Cowell とする）が文化とは日常生活に価値と意味をもたらすものと記していたにもかかわらず、そこにスポーツを位置づけなかったことを指摘しているが、一方で Cowell の言及する価値と意義に一定の評価を与え、その理論を援用している（McIntosh(1963), *op.cit.*, pp.92-93., 'PART Ⅱ, Today, Ⅸ, Attitudes to sport in the twentieth-century 1900-1960'）。また、Cowell は culture に対する理解が十分でないことを指摘しながら、その定義を「創意に富んだ概念」と設定し、それまでの過程で「文化の探究は意義と価値の探究である」とした。彼は、culture を真、美、善を軸とした人間の精神性に基づくものとして捉えているとみられ、そこに生じる意義と価値の重要性を述べている（Frank Richard. Cowell, *Culture in private and public life*, London: Thames and Hudson, 1959, pp.3-9., 'Chapter I The Essence of Culture, 1. Culture as meaning and value'）。

編集委員会

新　井　　博（委員長）　　大　熊　燦　雨
掛　水　通　子　　榊　原　浩　晃

Editorial Board

ARAI Hiroshi (chief editor)　　OHKUMA　Chanwoo
KAKEMIZU Michiko　　SAKAKIBARA　Hiroaki

編 集 後 記

『東北アジア体育・スポーツ史研究』第４号（電子ジャーナル版）は，原著論文１編，研究資料１編の計２編の論文をここに掲載しました。先ず、本誌への論文掲載にあたり、査読にご協力いただいた会員各位・関係者に感謝申し上げる次第です。

今回の編集では、DTP として学術雑誌の体裁を意識して編集に取り組みましたが、まだ課題も多く残されており今後改善に向けて尽力していきたいと思います。

今回で、東北アジア体育・スポーツ史学会は、台湾・台東で開催され、１３回目を向かえました。年々多くの参加者が増え、発表演題数も多くなってきました。アジアでの体育・スポーツ史の研究や議論が盛んになることは大変喜ばしいことです。本誌は優れた研究を収録しながら、学会の活性化を図る役割を果していきたいと思います。

今回の第４号の論文内容については、モンゴルの身体文化に関する研究１篇、幕末期の日本体育史関係１篇です。井上邦子氏の論文は、モンゴル伝統スポーツにおけるナーダム法に関する研究です。ナーダム法自体をスポーツ史的に取り上げた意欲的な研究として注目されます。さらに、幕末期の外国人居留地のスポーツ活動は、これまで先行研究の蓄積がありましたが、田端氏の論文は、来日したイギリス人のスポーツに関する姿勢を看取し得る英字新聞の記述を見出し、当該分野の研究の進展に寄与するものです。

今後、会員の皆様の更なる積極的な論文の投稿をお待ちしております。

（新井　博・記）

東北アジア体育・スポーツ史研究　第４号（電子ジャーナル版）
2019 年 7 月 31 日　編集
2019 年 7 月 31 日　発行
発行者　大　熊　廣　明
発行所　東北アジア体育・スポーツ史学会
編集委員会事務局
〒811-4192　福岡県宗像市赤間文教町１－１
福岡教育大学保健体育講座　榊原浩晃研究室内
Tel　0940（35）1459　FAX　0940（35）1709
（保健体育ユニット共通）